

既存の特別融資・緊急支援融資の返済を猶予し 条件変更に係る追加の信用保証料を 区が全額補助します！

特別融資・緊急支援融資における貸付期間を7年以内（据置期間1年を含む。）としているところを、借受人と貸付を行っている金融機関との条件変更により、据置期間をさらに24か月の延長を可能とし、合わせて当初の最終返済期日を2年先まで延長することを可能とします。また、条件変更に係る追加の信用保証料を区が全額負担します。

■既存の特別融資・緊急支援融資について条件変更による返済の猶予

金融機関との返済条件変更により、

- ・据置期間をさらに24か月の延長を可能とする。（最大で36か月）
- ・当初の最終返済期日を2年先まで延長することを可能とする。（最大で9年間）

■既存の特別融資・緊急支援融資の条件変更に係る信用保証料を区が全額補助

（1）対象融資

令和2年3月4日以降に区の斡旋を受け融資実行された新型コロナウイルス感染症対策特別融資及び緊急支援融資

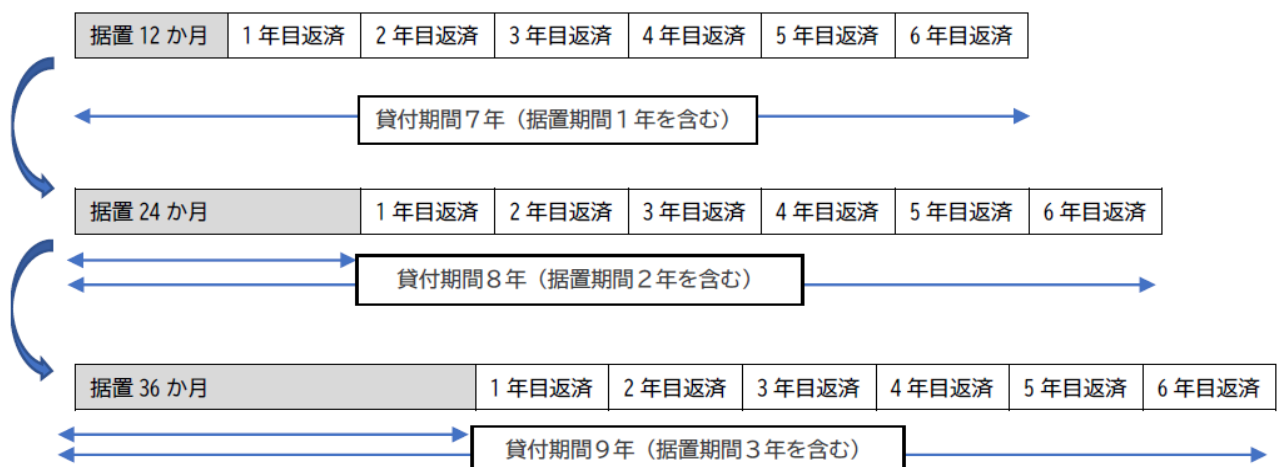
（2）補助対象となる保証料

令和3年4月1日から令和9年3月末日までに契約が締結された条件変更により、追加で発生した信用保証料（区からの利子補給が停止されている融資は補助対象外）

（3）申請方法

産業振興センターホームページ（<https://minato-sansin.com>）から申請書及び請求書を印刷し、必要書類を同封の上、産業振興課経営支援係（港区芝5-36-4）宛に郵送してください。

※条件変更については、借受先の金融機関にご相談ください。また、条件変更の要件については「港区中小企業融資あっせんのご案内」3頁をご確認ください。



【問合せ先】

産業振興課経営支援係：03-6435-4620